

取締役及び監査役候補者選任基準

(取締役候補者選任基準)

1. 当社の中長期的な企業価値向上に資する十分な経験と専門性を有すること。
2. 全社的で中立な見地から、公正な判断を行うことができ、リスクマネジメント能力を有すること。
3. 取締役としての責務・役割を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保できること。
4. 人格・見識に優れ、高い倫理観を有すること。
5. 会社法第 331 条第 1 項に定める取締役の欠格事由に該当しないこと。
6. 社外取締役候補者については別に定める社外役員の独立性判断基準を満たしていること。
7. 当該候補者が選任されることで、当社の経営戦略に照らして必要な知識・経験・専門能力のバランスが全体として確保され、取締役会がその機能を最も効率的・効果的に発揮できるとともに、経営に対する監督の実効性が強化されること。
8. 社外取締役候補者については、次に定めるいずれかの事項に該当すること。なお、社外取締役のうち、最低 1 名は (1) に該当する者であること。
 - (1) 経営全般に関して相当の知見を有し、経営者としての豊富な経験があること。
 - (2) 財務及び会計に関して相当の知見を有し、その分野において豊富な業務経験があること。
 - (3) 法務全般に関して相当の知見を有し、その分野において豊富な業務経験があること。
 - (4) その他、当社の経営戦略に照らして必要な知識・経験・専門能力を有すること。

(監査役候補者選任基準)

1. 豊富な経験を踏まえ、全社的な見地で、中立的・客観的な視点から監査をすることができること。
2. 業務執行者からの独立性が確保され、公正不偏の態度を保持できること。
3. 在任期間において、役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保できること。
4. 人格・見識に優れ、高い倫理観を有すること。
5. 会社法第 335 条第 1 項で準用する同法第 331 条第 1 項各号に定める監査役の欠格事由に該当しないこと。
6. 社外監査役候補者については別に定める社外役員の独立性判断基準を満たしていること。
7. 当該候補者が選任されることで、知識・経験・専門能力のバランスがとれること。
8. 社外監査役候補者については、次に定めるいずれかの事項に該当すること。なお、監査役のうち、最低 1 名は (2) に該当する者であること。
 - (1) 経営全般に関して相当の知見を有し、経営者としての豊富な経験があること。
 - (2) 財務及び会計に関して相当の知見を有し、その分野において豊富な業務経験があること。
 - (3) 法務全般に関して相当の知見を有し、その分野において豊富な業務経験があること。
 - (4) その他、監査役としての役割・責務を果たすために必要な知識・経験・専門能力を有すること。

制定：2021 年 2 月 8 日

改正：2021 年 9 月 8 日